

# 高原町景観計画

平成 29 年 3 月

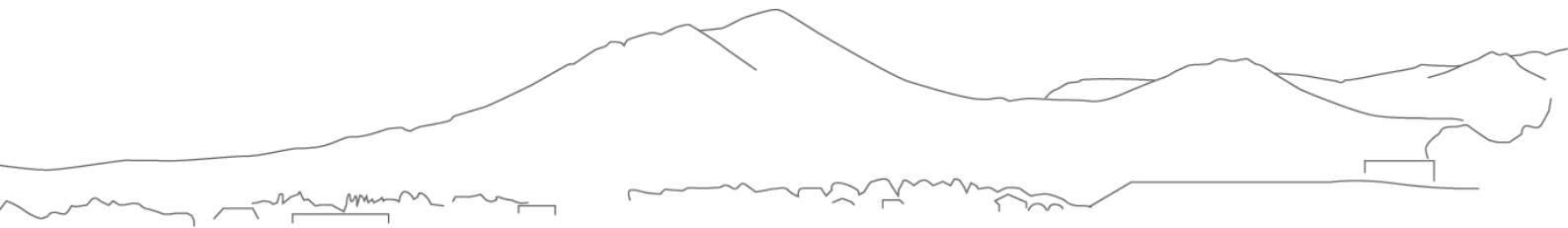


## 目 次

序章 景観特性	1
第1章 景観計画の区域	9
第2章 良好な景観の形成に関する方針	10
1. 基本理念	10
2. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	22
3. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	31
4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項	32
5. 景観重要公共施設の整備に関する事項	34
資料編	38

## 序章

### 景観特性

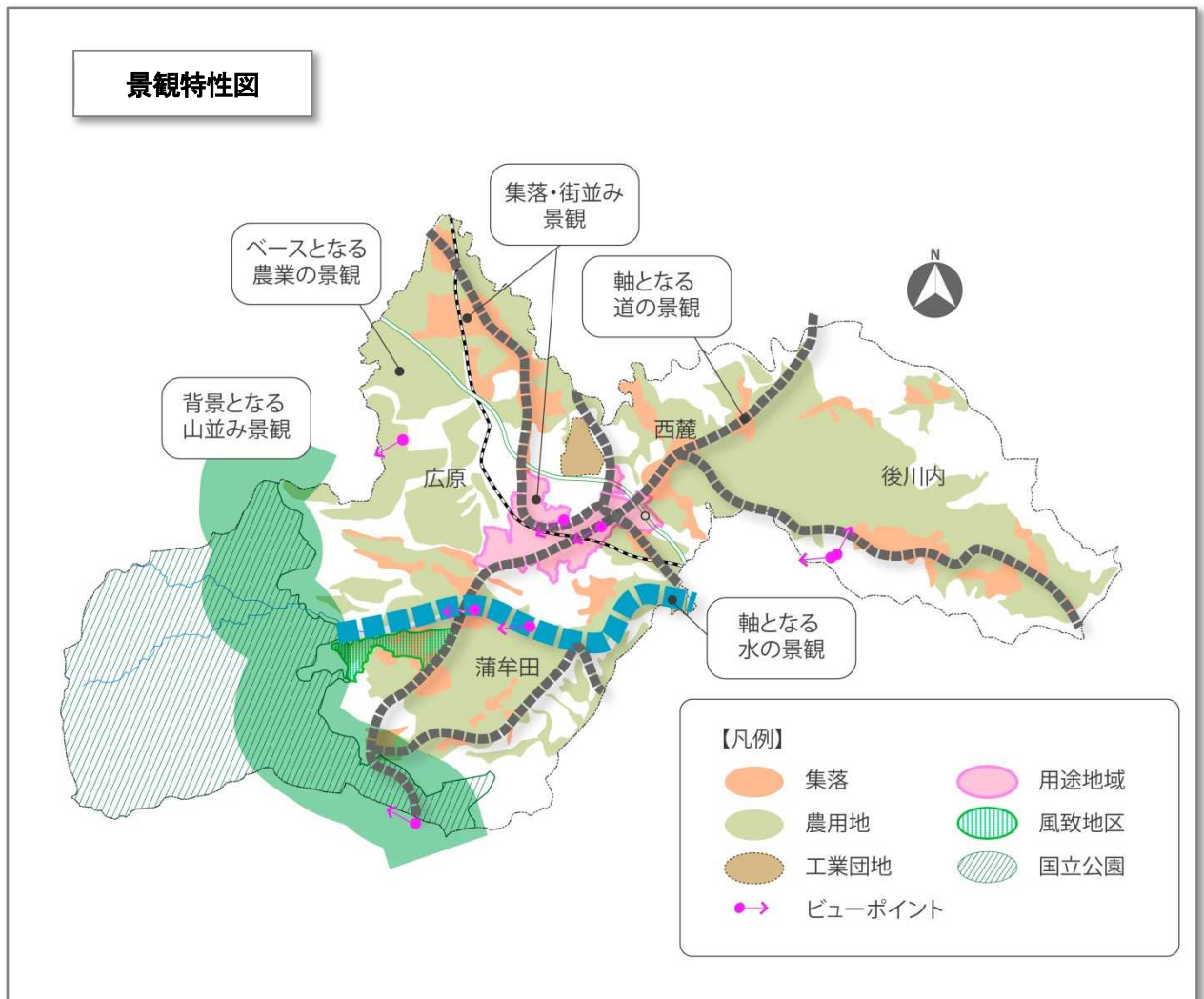


# 序章 景観特性

## 1. 景観特性

高原町の景観特性を以下のように整理します。

まとめり	山並み景観	背景となる景観要素
	農業の景観	ベースとなる景観要素
	集落、街並みの景観	人の営みがみえる景観要素
	歴史、文化的景観	無形の景観要素
景観軸	水の景観軸	水の軸としての景観要素
	道の景観軸	軸としての景観要素



## 主要な景観要素

### 【山並み景観】

- ・高千穂峰をはじめとする霧島連山は、高原町のどこからでも眺めることができ、山並みを背景にした田畑や街並み、道路からの眺望など、高原町を代表する景観となっています。
- ・春の新緑、秋の紅葉、冬の冠雪など一年を通じた様々に変化する景観は、私達の暮らしに四季の変化を伝えてくれます。

#### 課題

- ・ビュースポットがたくさんあるが、見る場所としての整備が進んでいない。
- ・鉄塔や工作物等により、綺麗に写真を撮れる場所が少なくなった。
- ・いつも目の前にあるものの美しさに気づきにくい。

### 【農業の景観】

- ・霧島連山の裾野に広がる台地は比較的なだらかな地形のため、広大な段々状の水田が広がり、春先には豊かな水を蓄え、夏から秋にかけてたわわに実る稲穂、晩秋以降は稲刈り後の稲藁の残された風景など、四季を通じて変化のある景観となっています。視界を遮るものが少なく、霧島連山を背景にした雄大な農業景観となっています。

#### 課題

- ・農業就業者の減少等により、耕作地の集約化、大型機械の導入等により農用地の風景が変化していきます。



## 【集落・街並みの景観】

### ○まちなかゾーン

- ・高原町の中心的な地区であり、特に役場周辺は市街地を形成しているなど、主に街並みの景観となっています。西麓小林線(県道 405 号線)は、道路沿いに商業施設や住宅などが建ち並んでおり、一部では、現在道路拡張工事が進められ、沿道の建物が建て変わるなど、大きく景観の変化が見られる地区です。沿道は住宅兼店舗の低層の建物が多く、全体的に落ち着いた印象の街並みですが、一部、奇抜な色彩や派手な看板の建物が見られます。
- ・まちの中心からも高千穂峰を見ることができます。

#### 課題

- ・国道や県道沿いは、比較的落ち着いた街並みですが、沿道の建物の形状や色彩にバラツキがあるほか、部分的に奇抜な色彩の外壁の建物がみられるなど、街並みとしてのまとまり感や印象が薄く感じます。特に、道路拡幅工事に伴い新しい街並みへの変化が見られる地区で、どのような特徴を造っていくかが課題としてあげられます。
- ・役場や学校、体育館などの公共施設が多く建っている地域ですが、施設の老朽化や、建物形式、色彩にバラツキが見られます。
- ・町民アンケートでもまちの顔として商店街通りをあげる声も多い中、商業施設が少なくなり寂しい印象を持っている声も多く聞かれました。



## ○田園・集落ゾーン

### [蒲牟田]

- ・霧島連山から遠くなるほどになだらかに傾斜する地形で、ゆるやかな段々状の農用地は比較的まとまりをもって整備され、田んぼとしての利用が多く見られます。農用地を抜ける農道からは視界を遮る物も少なく、霧島連山を背景にした広大な田の広がり、遠景に街並みを見ることができます。
- ・狭野神社周辺は風致地区に指定されており、狭野神社を集落の核として、皇子原公園など、観光的要素の多い集落です。狭野神社周辺は、昔ながらの住宅が多く、道路からの建物のセットバックにより沿道には石積みや多くの植栽が見られます。一方で、皇子原公園へ向かう高千穂峰狭野線(県道 406 号線)沿いは道路に近い場所に建物が建てられていることが多く、通りの景観として建物の印象が強く感じます。集落全体としては、建物は色彩のコントロールがあるため、落ち着いた印象を与えていますが、古くなった家も多く見られます。
- ・祓川地区は、国道 223 号から少し入った場所に小さな集落を形成しています。町道沿いに張り付いた敷地の奥に家屋があり、道路沿いは石垣や水路、植栽が彩る自然豊かな景観となっています。建物は木の外壁が多くみられ、瓦屋根の伝統的な日本家屋が多くみられます。また、風呂用の焚き物(薪)やレンガづくりの煙突など、生活の風景を間近で感じることができます。祓川地区は、湧き水の豊かな集落でもあり、集落内を流れる水路沿いに階段が設けられたり、敷地内に水を取り込んだ修景を行うなど、生活に近い場所で水を活かした景観が見られます。祓川湧水園には、地区外から水を汲みに訪れる人も多く見られます。

#### 課題

- ・狭野地区、祓川地区は、古い家が多く、庭木により緑豊かな景観となっていますが、今後高齢化が進み庭木の維持管理の問題や、建物の老朽化等による建て替えなど、今の集落の景観を守っていけるかが課題としてあげられます。
- ・観光的要素の多い地区であり、交差点には観光施設の看板が立ち並び雑多な印象を与えています。



## [広原地区]

- ・河川の間でできた台地状の地形を活かした畑利用が多く、迫りくる山並みを背景にした畑の景観を見ることができます。畑の間に、ぽつりぽつりと民家が建っています。また、小林～高原間を結ぶ国道、県道沿いに集落がはりつき、ロードサイドの小規模な店舗と民家の混合景観となります。



## [後川内地区]

- ・山林の間を細かく区切りながら活用された農用地が多く、霞神社などの高台から、林の中にちりばめられた畑の景観をみることができます。比較的広大な土地の中で、多くの木々に囲まれた落ち着いた雰囲気のある集落景観となります。



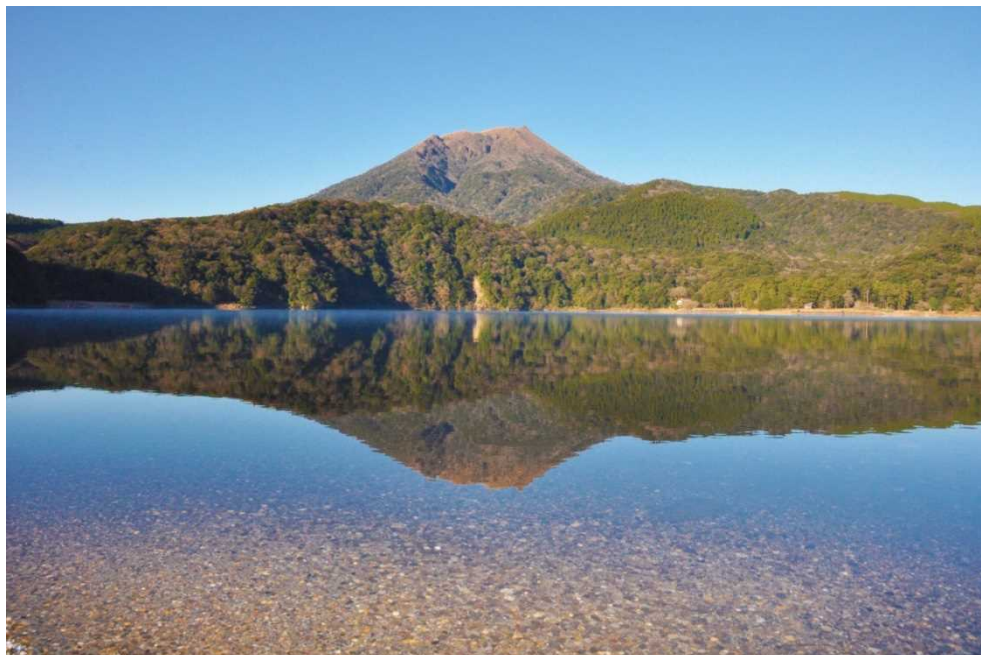


### 【水の景観軸】

- ・高原町は、霧島山系を水源とした河川や用水路など、年間通して豊かで綺麗な水が流れています。
- ・町内を西から東に流れる高崎川は、高千穂峰を背景に広がる田畑と豊かな水を印象づける重要な水の景観軸となっており、高崎川に架かるいくつかの橋は、代表的な視点場となっています。
- ・祓川湧水園や皇子原公園の湧き水や、地区内を流れる用水路など、生活に近い場所で水辺を活かした景観が多数あるのも特徴的です。

#### 課題

- ・都市化や河川の整備により、水辺の自然環境の減少や、水辺に近づきにくくなったことで、生活と河川の関係が、遠くなってきています。
- ・湧水のまち高原として、水の景観を地域づくりに活用していくことが望まれます。



### 【道の景観軸】

- ・国道 221 号、223 号、有水高原線(県道 414 号線)、西麓小林線(県道 405 号線)等の沿道景観は、高原の景観の軸となっています。
- ・日々の暮らしを支え、観光客の動線ともなるこれらの幹線道路は、高原の景観を印象づける重要な視点場とも言えます。
- ・沿道の景観としては、建物が張りついた地区や、田畑の広がる地区など様々で、奇抜な建物や看板類も比較的少なく、落ち着いた印象となっています。
- ・一部の地域では、沿道にスイフヨウやヒガンバナなどが植えられ、地区の特徴を出しています。

#### 課題

- ・一部の交差点では、観光施設の案内看板等が立ち、雑多な印象を与えています。



### 【歴史・文化・生活的景観】

- ・高原町内には神話や伝説などが多く残り、狭野神楽や祓川神楽をはじめとした様々な催事や行事などが伝承されています。こうした歴史・文化・生活的景観は、先祖代々受け継がれ、また日々の暮らしの中で培われていくことで、高原町民の郷土愛にもつながり、高原の魅力をよりいっそう引き立たせてくれると思われます。
- ・一方で、若い世代が少なくなり、受け継がれてきた歴史や文化的景観を次の世代へどのようにつなげていくかが課題となっています。



## 第1章

### 景観計画の区域

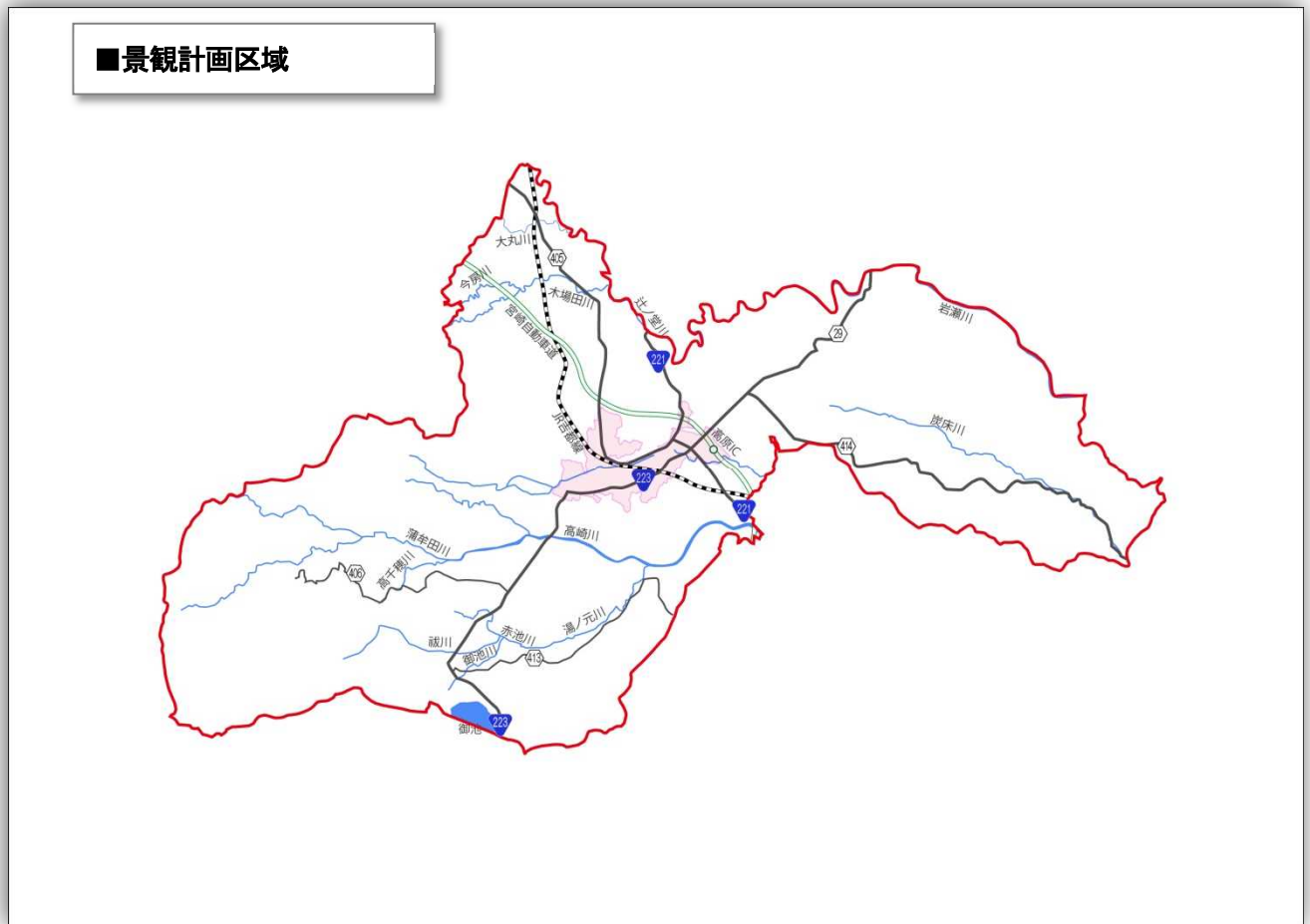


# 第1章 景観計画の区域

[景観法第8条第2項第1号関係]

霧島連山をはじめとした自然環境を背景に広がる農村景観、集落景観、街並み景観、歴史、文化的景観など、豊かな景観を次の世代に引き継いでいくため、高原町全域を景観計画の区域として定めます。

今後、必要に応じて、重点的に景観形成を行っていく地区を設定することを検討していきます。



## 第2章

# 良好な景観の形成に関する方針



## 第2章 良好な景観の形成に関する方針

[景観法第8条第3項]

### 1. 基本理念

#### □高原の景観づくりの根本的な考え方

今ある暮らしの中で、町民ひとりひとりが景観について考え、自分にできることを少しずつ行動していけるように、また、めまぐるしく変わる社会や経済の中で、高原町の資源を守り、整え、引き継いでいく過程で、多くの人と同じ思いで取り組めるよう、景観づくりの合い言葉を定め、高原町の景観づくりを進めます。

#### ◆皆で景観づくりを考えるための合い言葉

### 日本発祥の我がまち“たかはる” 「田舎じゃっどん、よかど！」

#### 美しく豊かな自然や歴史の中ではぐくまれた、文化や暮らし、誇りを未来へ引き継ごう

我がまち“たかはる”は霧島連山の裾野に広がる台地にあり、豊かな木々や水と田畑の広がり美しい田舎のまちです。また、天孫降臨や神武天皇生誕の地など、数々の神話や伝説、地域に残る神楽やお祭りなどの文化や風習は、今日の高原の人々の誇りや絆となって受け継がれています。今ある景観は、私達の先祖が守り、育ててきた積み重ねの結果です。私達の未来、また、子ども達やその子ども達の未来においても、自分たちのふるさとは「田舎じゃっどん、よかど！」と誇りをもって言えるように、美しく豊かな景観と、それらを感じる心を育み、しっかりと次の世代へ引き継いでいきます。

## □景観づくりの基本方針

基本理念にのっとり、高原の景観を考える上で、大切にしたいことを基本方針としてまとめます。

### ◆歴史 文化 風習をとりまく景観のこと

- ①日本発祥の地、「神武の里たかはる」の歴史や文化にまつわる景観やその誇りを育む
- ②神楽やお祭り、地域行事など、地域に伝わる文化、風習にまつわる景観を守り、引き継ぐ

### ◆自然 風土にまつわる景観のこと

- ③季節ごとに移り変わる山並みや自然の景観を守り、活かす
- ④霧島山系から湧き出る豊かで清らかな水と、水の景観を守り、活かす

### ◆くらしに係わる景観のこと

- ⑤生業（なりわい）から成り立つ景観を育む
- ⑥人が生き生き暮らす風景を整える
- ⑦おもてなしの景観を整え、活かす

### ◆つなげていくためのこと

- ⑧歴史や文化、伝統、食、遊び、知識、技術などを守り、引き継ぐ
- ⑨未来を担う人を育てる
- ⑩たかはるの景観を育むための体制をつくる



歴史  
文化  
風習

### ①日本発祥の地、「神武の里たかはる」の歴史や文化にまつわる景観やその誇りを育む

天孫降臨や神武天皇生誕の地として、高原に伝わる数々の神話や伝説、その他史跡等を守り、特徴ある高原町のまちづくりに活かします。そのためにも、まずはこれらの資源について、より多くの町民が興味や関心を持てるような取り組みを行います。

<取り組み案>

- ・町内に散在する史跡などの保全
- ・たかはるの歴史、文化をわかり易くまとめ、認知度を高める

歴史  
文化  
風習

### ②神楽やお祭り、地域の行事など、地域に伝わる文化、風習にまつわる景観を守り、引き継ぐ

高原に残る伝統文化や風習などは、高原らしさや地域らしさを形成する重要な資源です。これらの活動の土台となる地域のコミュニティの運営、組織づくりを見直し、こうした文化的な景観を守り、次の世代へ引き継いでいきます。

<取り組み案>

- ・地域コミュニティの運営、組織についての見直しと、活動団体への積極的な支援
- ・伝統行事等や文化の継承のための記録を残す

自然  
風土

### ③季節ごとに移り変わる山並みや自然の景観を守り、活かす

霧島山系をはじめとした豊かな森林資源を守り、高原町の貴重な観光資源としてまちづくりに活かします。そのために、自然環境の保全を行うとともに、多くの人達が自然への興味、関心を持てるような機会や積極的な情報発信を行います。また、昼間の景観だけではなく、星空の綺麗なまちを意識し、夜間の景観を整えます。

<取り組み案>

- ・ふるさとの景観を守る
- ・眺望スポット、星空鑑賞スポットの発掘と整備と情報発信

#### ④霧島山系から湧き出る豊かで清らかな水と、水の景観を守り、活かす

豊かな自然の循環資源としての湧水池、湖、せせらぎ、水路、川など、水景観資源の保全と質的向上を図り、水辺の景観を守ります。また、河川整備などは、周辺の自然景観に配慮した整備を施設の管理者の協力を得て推進します。こうした清流を活かした景観やまちづくりを推進します。

##### <取り組み案>

- ・水環境を保全するため、健全な森林育成や自然環境に配慮した河川、水路等の整備
- ・地域の産業と観光と景観を結びつけたプログラムの検討
- ・ふるさとの農村風景を復元するプログラムの検討

#### ⑤生業（なりわい）から成り立つ景観を育む

農林業の生産性の向上を促進しつつ、耕作地、畦、用水路などの農村景観資源の保全と質的向上に取り組み、農林業の営みがつくりだす変化に富んだ美しい農村景観を守り、地域づくりと一体となった取り組みを推進します。

##### <取り組み案>

- ・農業、林業などの営みがつくりだす農村風景を守る
- ・産業と景観がつながる取り組みの検討
- ・農業、林業を多くの人に知ってもらうためのプログラムの推進と体制の検討

#### ⑥人が生き生き暮らす景観を整える

日々の活動や暮らしの積み重ねが景観をつくることを意識し、自然環境や周辺の農地との調和など、周辺環境と活動の空間（景観）との折り合いの付け方を考え、身の回りのことから景観を整えます。

##### <取り組み案>

- ・身の回りの小さなこと、くらしからつながる景観を意識する
- ・沿道の廃屋、看板類など景観へ影響のある物件の調査、対策を検討する
- ・空家の再生、活用プログラムの推進

#### ⑦おもてなしの景観を整え、活かす

まちなかの景観や道路空間など、多くの方が来訪する場所は、まちを印象づけるおもてなしの空間として景観を整え、地域づくりに活かします。

##### <取り組み案>

- ・家の前の植栽、たまりのスペース、看板等への配慮など、街並みの景観づくり
- ・清掃活動などの推進、支援
- ・高原町のPR、情報発信
- ・計画的な公共施設の整備（公衆トイレなど）

つなぐ

## ⑧歴史や文化、伝統、食、遊び、知識、技術などを引き継ぐ

高原町に残る、伝わる歴史や文化、伝統、食、遊び、知識、技術など様々なことについて整理し、しっかりと次世代に引き継ぎます。

<取り組み案>

- 技術や知識を伝承するためのしくみをつくる(人材バンク)
- 伝承プログラムの検討と実践(行事、文化、食、遊び)

つなぐ

## ⑨未来を担う人を育てる

継続した景観まちづくりを推進するため、町民ひとりひとりが高原町の自然や歴史、文化、暮らしなど、今ある風景を素晴らしいと感じ大切にしていきたいと想う心、感じる心を育みながら、未来を担う人を育てます。

<取り組み案>

- 感じる心を育む(景観教室、歴史文化の勉強など)
- 子どもの頃の記憶を育む  
(むかしの遊び、むかしのことを子ども達に伝えるなど)
- 多くの人が高原の魅力に気付く機会をつくる(シンポジウム、まちあるきなど)

つなぐ

## ⑩たかはるの景観を守り育てていくための体制をつくる

高原町の景観づくりを推進していくため、皆で連携し、協働できる体制をつくり、今後の課題や各種取り組みについて検討していきます。

<取り組み案>

- 庁内の連携、取り組み体制づくり
- 景観まちづくりを推進するための協力体制づくり
- 景観アドバイザー制度等の運用システムづくり
- 表彰制度
- 地域を担うリーダー育成
- 景観の意識啓発のための取り組み検討(写真展、絵画展など)

## □景観構造ごとの景観のあるべき姿（方針）

高原町の景観のあるべき姿を、景観的まとまり(ゾーン)と道路などの軸(景観軸)に分類しました。各項目における景観づくりで大切にすべきことをまとめます。

### ○まちなかゾーン（用途地域内）

高原町役場を中心にひろがる市街地エリア。多くの人が交流する場であり、賑わいの場。  
「神武の里たかはるとしての調和と賑わいのまちなかの景観を整える」

### ○田園・集落ゾーンの風景

農業を中心としたまちの営みが見えるエリア。空の広がりや霧島連山を背景に田園風景や平地林の緑が豊かな空間。

「雄大な霧島山系の裾野に広がるゆとりある田園景観を保全する」

「人の暮らし方が伝わってくるような、のどかで落ち着きのある集落景観を保全する」

### ○自然豊かな観光ゾーンの景観

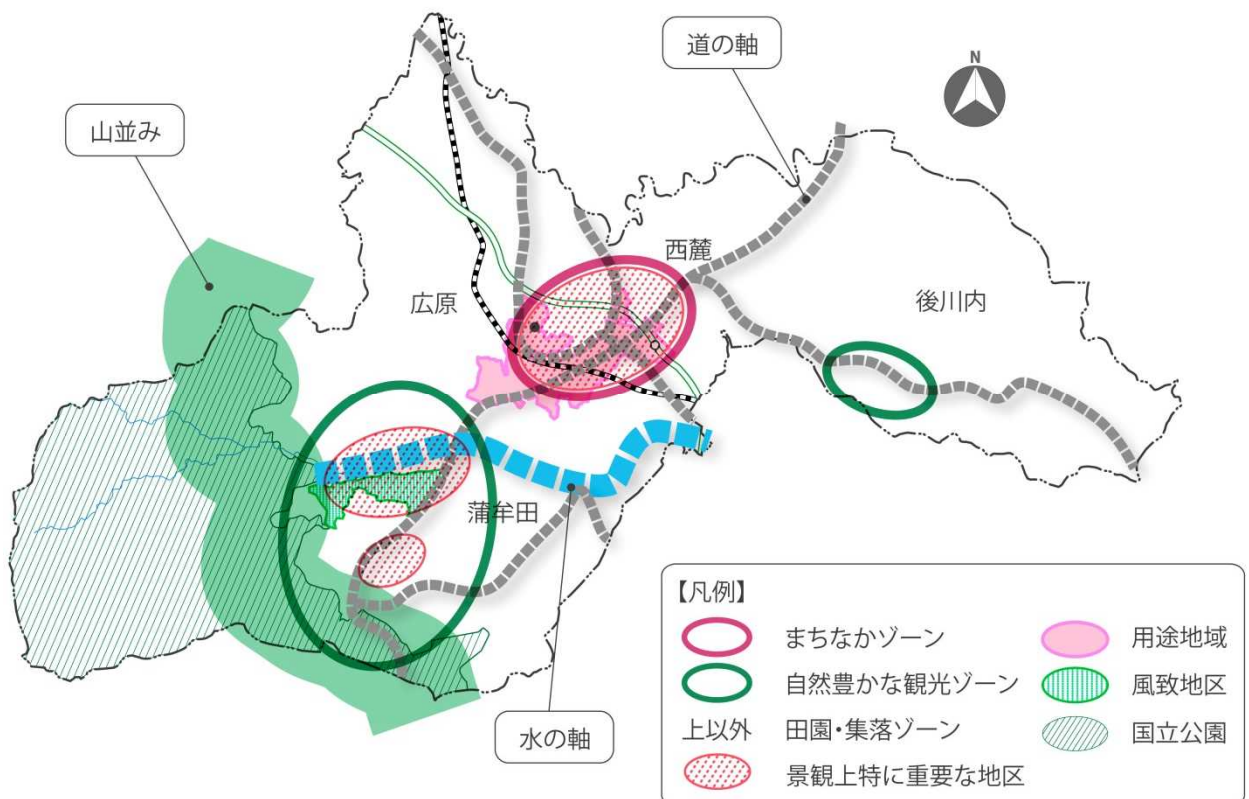
豊かな自然を感じつつ、数々の神話や伝説が残る観光エリア。

「いにしえより伝わる神話伝説の景観を整える」

### ○道の軸

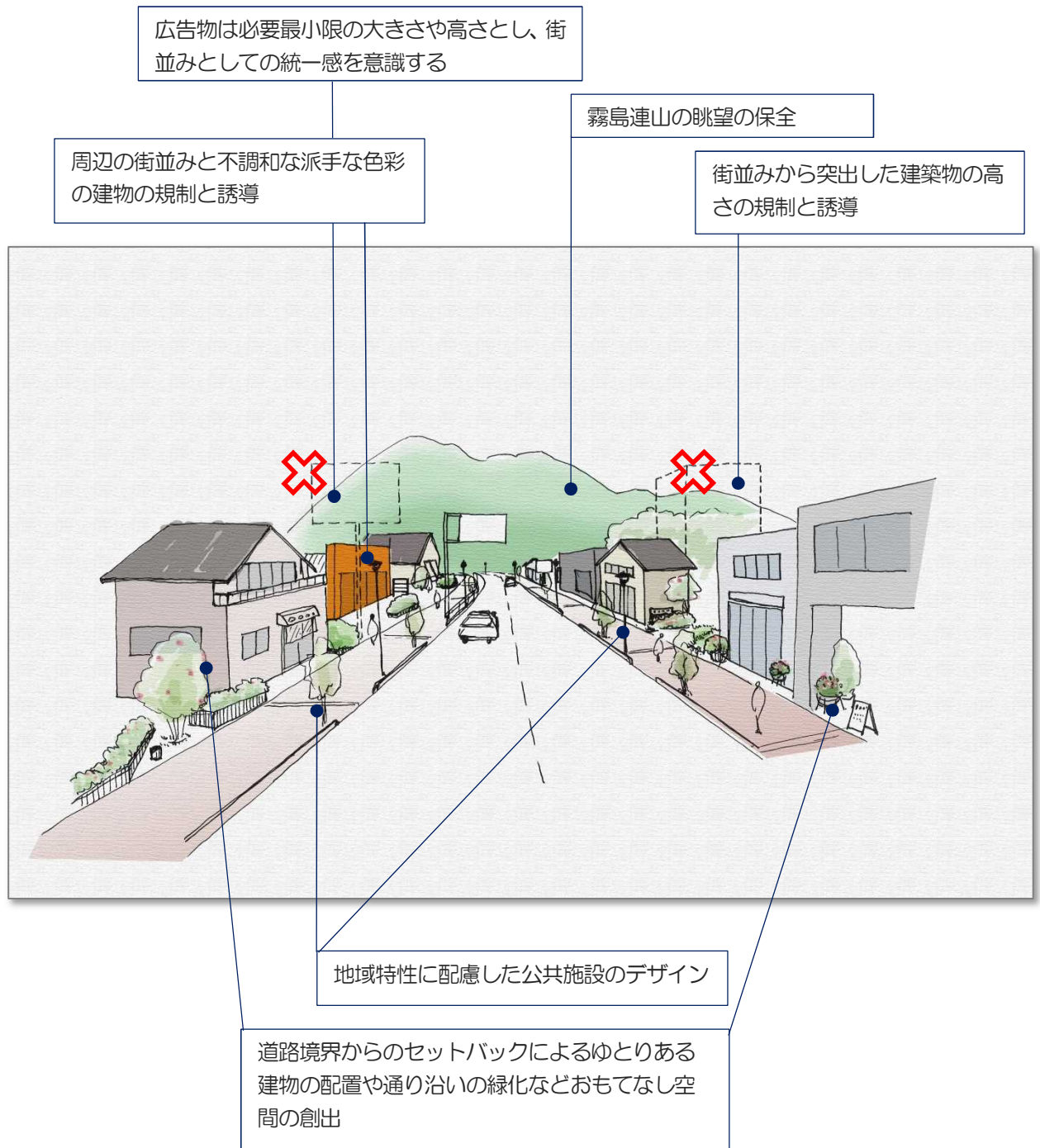
「霧島連山の眺望を大切にしたい幹線道路沿いの景観を整える」

「落ち着きある沿道景観」



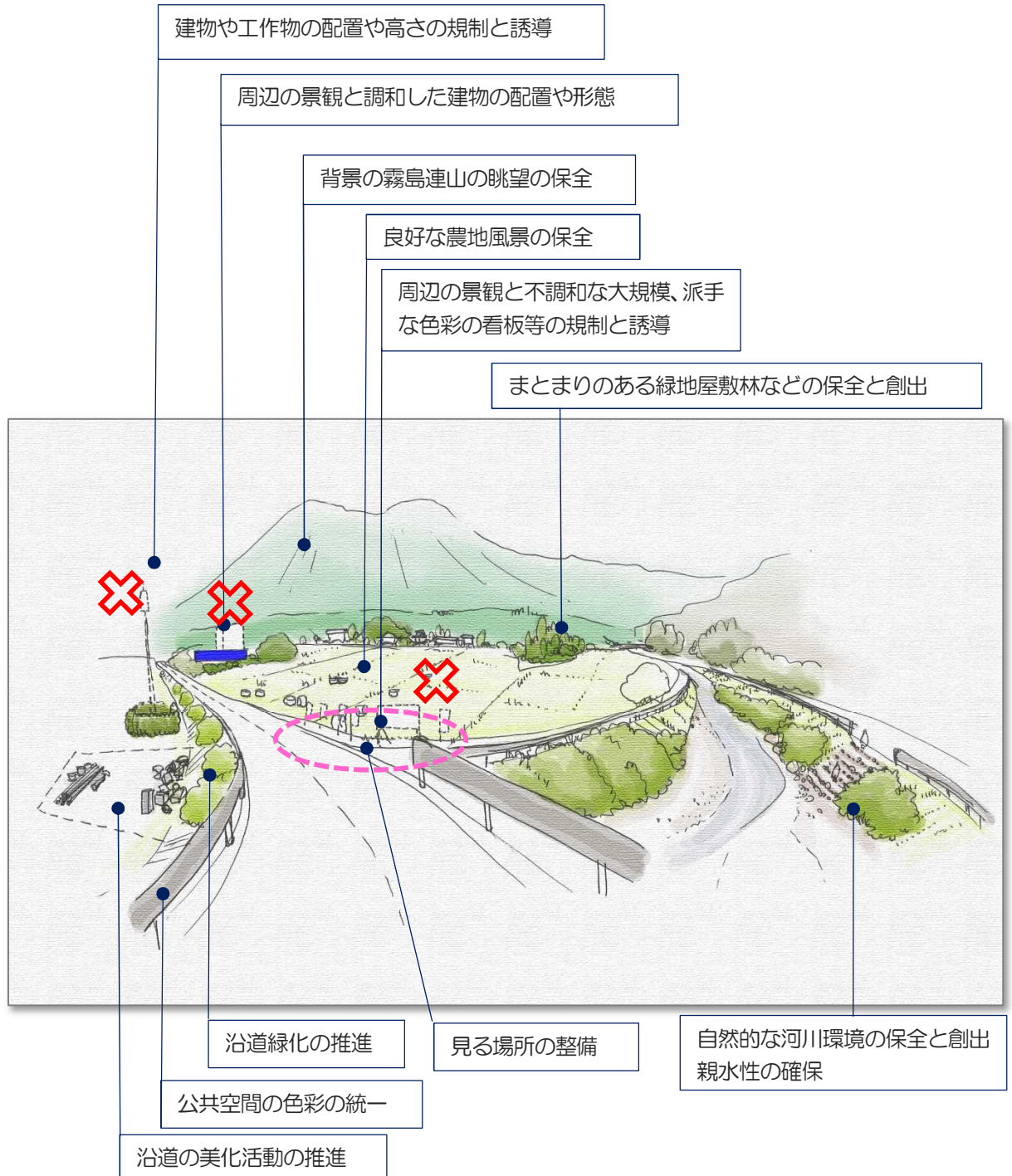
## ○まちなかゾーン

「神武の里たかはるとしての調和と賑わいのまちなかの景観を整える」



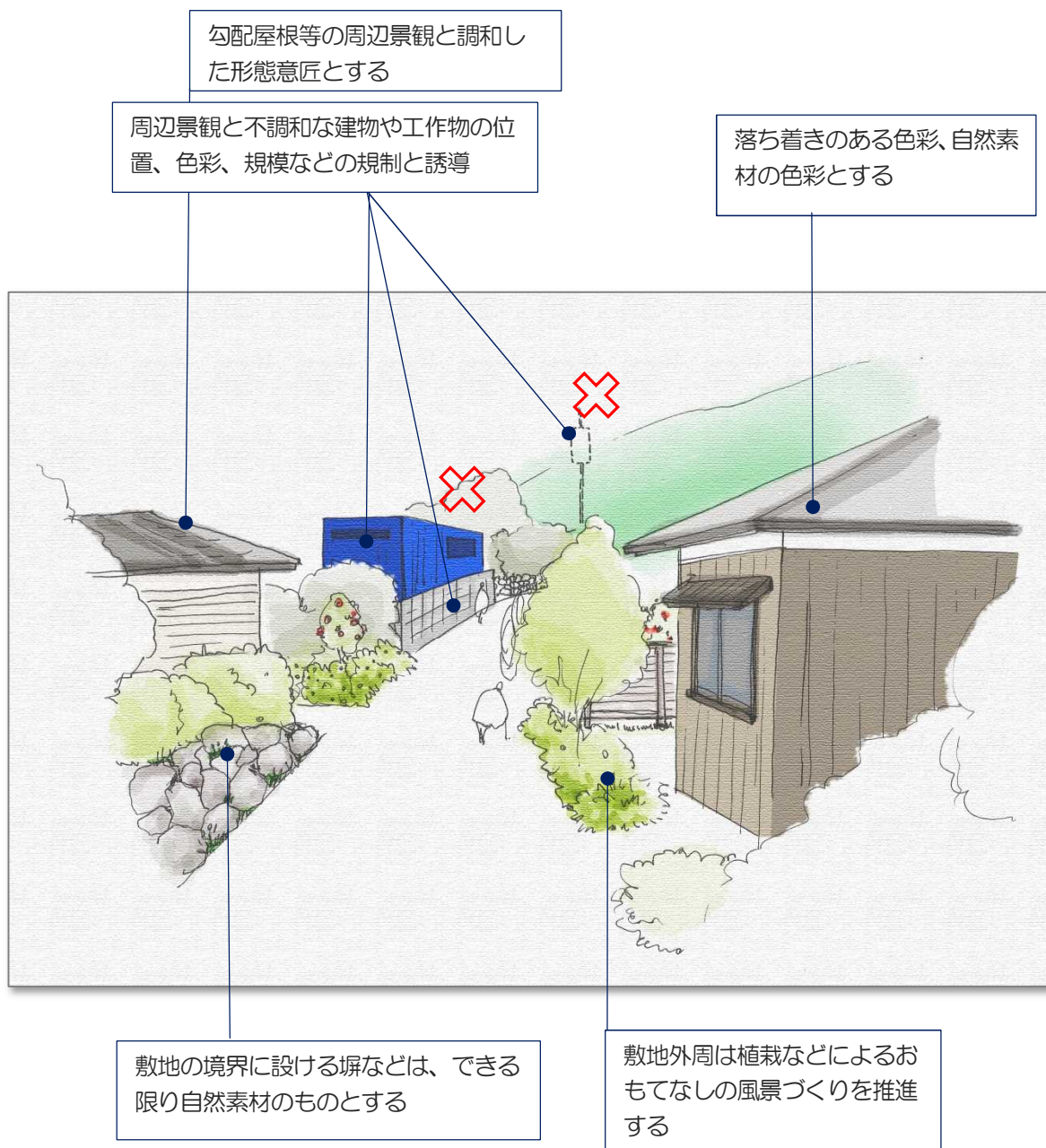
## ○田園・集落ゾーン

「雄大な霧島山系の裾野に広がるゆとりある田園景観を保全する」



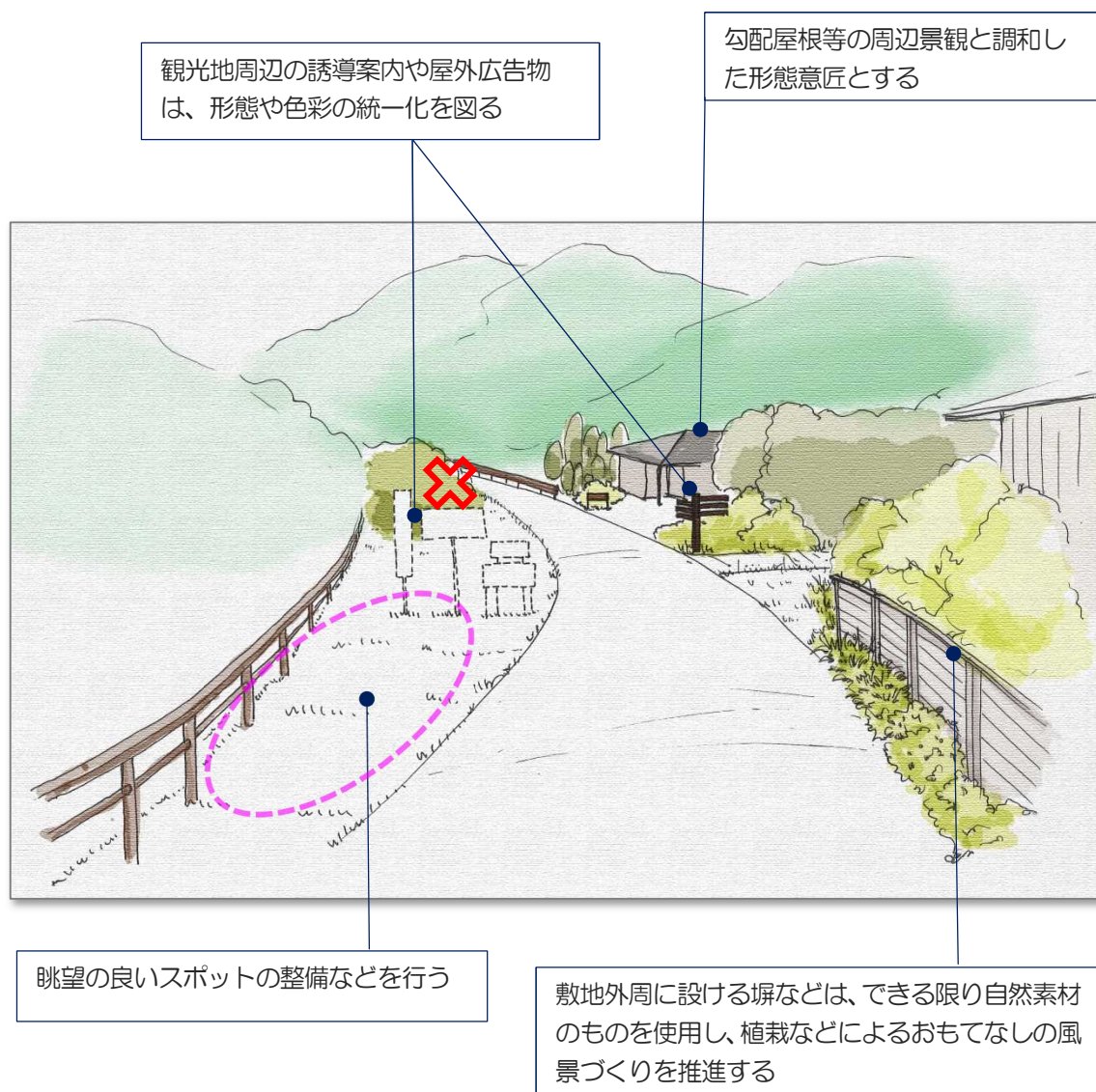
## ○田園・集落ゾーン

「人の暮らし方が伝わってくるような、のどかな田園・集落景観を保全する」



## ○自然豊かな観光ゾーン

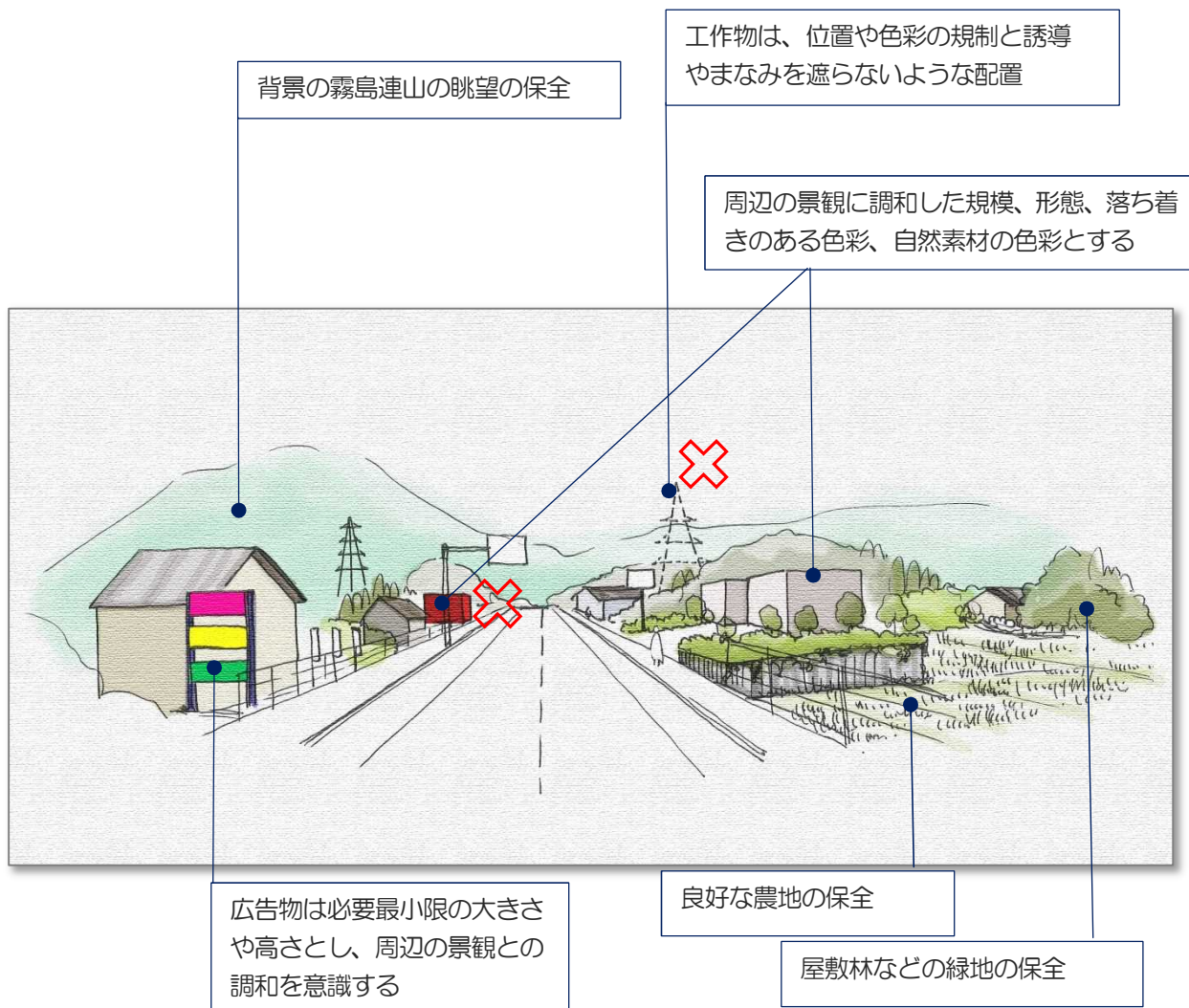
「豊かな自然の中で古より伝わる神話伝説を体感できる景観を育む」





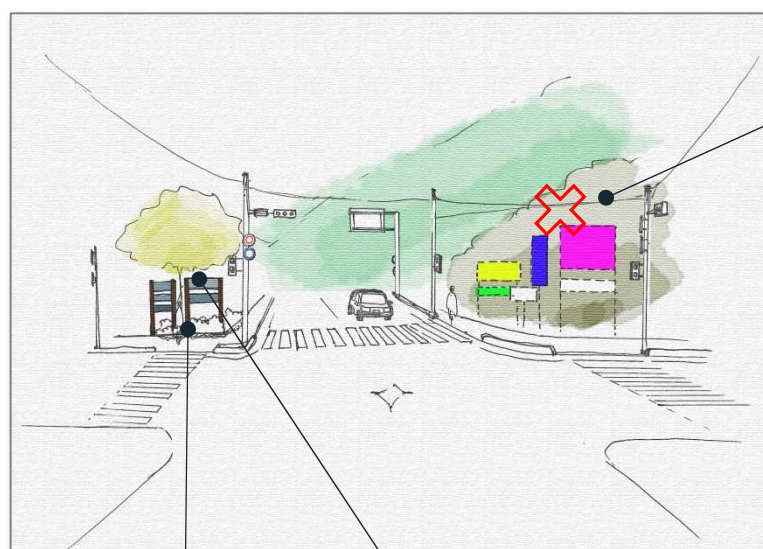
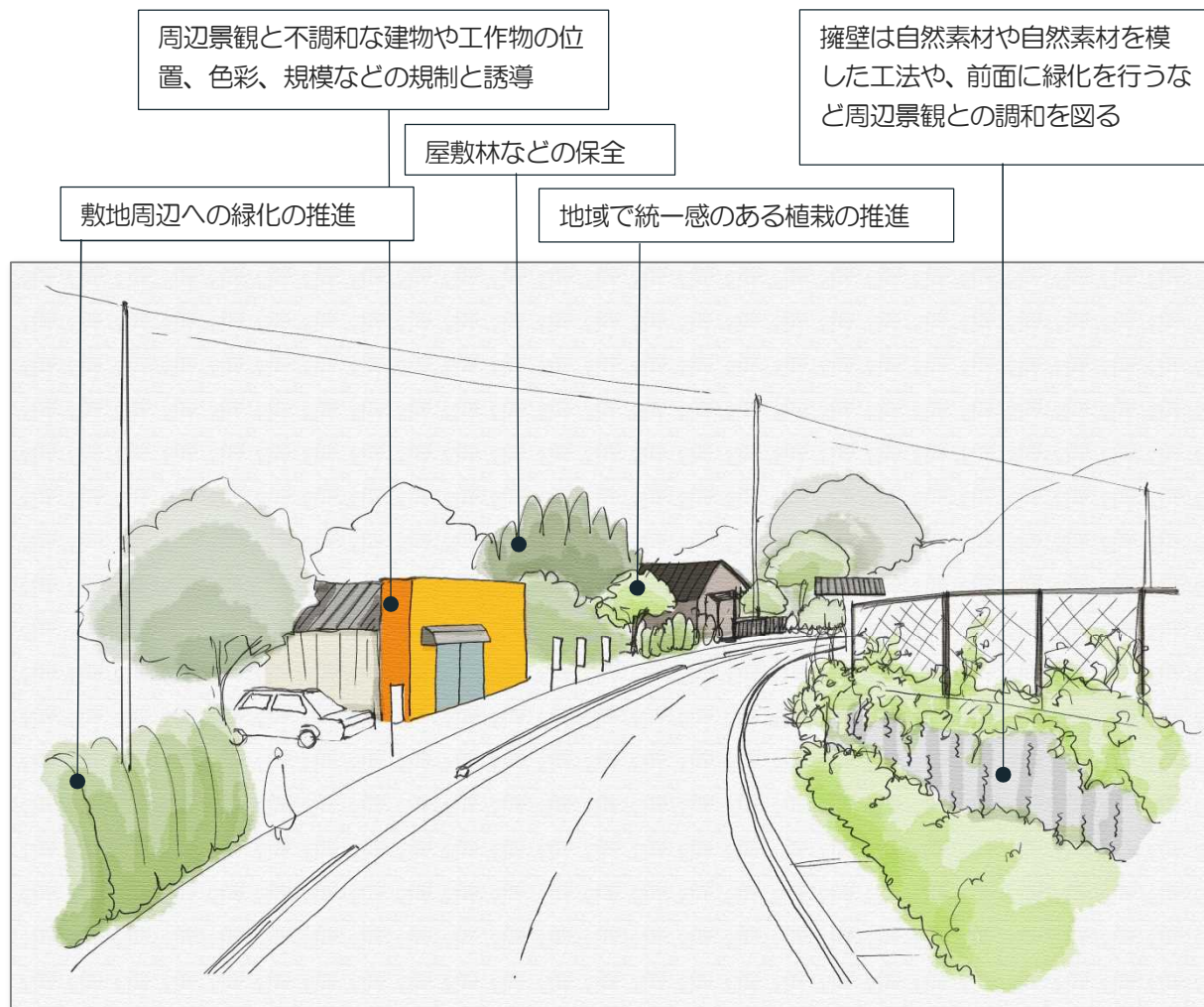
## ○道の軸

「霧島連山の眺望を大切にした幹線道路沿いの景観を整える」



## ○道の軸

### 「落ち着きある沿道景観を整える」



公共誘導サインはできる限りまとめて、色彩や素材の統一化を図る

## 2. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第2号]

本章では、高原町の良好な景観づくりのための届出の対象となる行為と規模、届出対象ごとの行為の制限（景観形成基準）を定めます。

### (1) 届出の対象となる行為

以下のいずれかに該当する行為を行う場合には、町長への届出を必要とします。

種別	届出対象行為	規模
建築物 ※1	新築、増築、改築、移転	床面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
	外観を変更する修繕、模様替え、色彩変更	変更面積の合計が 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物 ※1	新築、増築、改築、移転	①建築基準法第6条1項の規定により、建築確認申請が必要となるもの ②地面に接する太陽光発電施設等
	外観を変更する修繕、模様替え、色彩変更	
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発面積が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの
土地の形質の変更	土地の開墾、土地の形質の変更	水平投影面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの、または切盛高さが 1.5m を超すもの ※但し、以下は届け出対象外 ・農林業を営むためのもの （土地の開墾、水面埋め立て、宅地造成を除く） ・土地改良法による土地改良事業
屋外における物品の集積または貯蔵	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の集積または貯蔵など	道路から直接見通すことのできる場所で、堆積の高さが 1.5m 以上、または水平投影面積が 100 m <sup>2</sup> 以上のもの

※1 以下に示すものは除外行為とします。

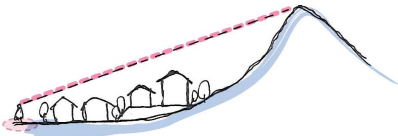
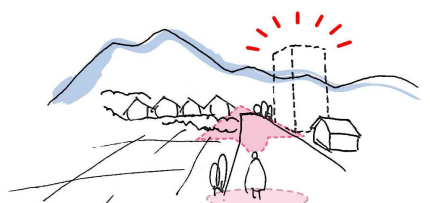
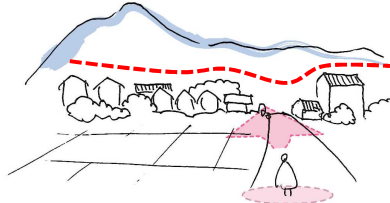
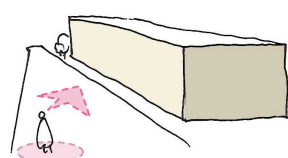

- ・仮設の建築物の建築など
- ・災害・事故・火災などにより施設が損壊した場合における緊急的な機能回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築または移転
- ・地下に設けるもの

### (2) 景観に配慮すべき行為

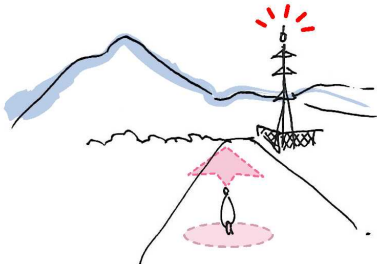
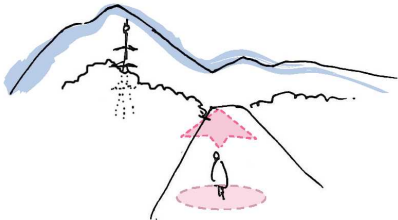
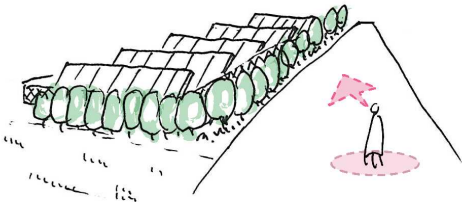
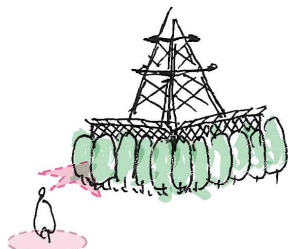
景観形成に係わるすべての行為について、届出の必要はありませんが「景観形成基準」に従い、景観に配慮していきましょう。

### (3) 行為の制限（景観形成基準）

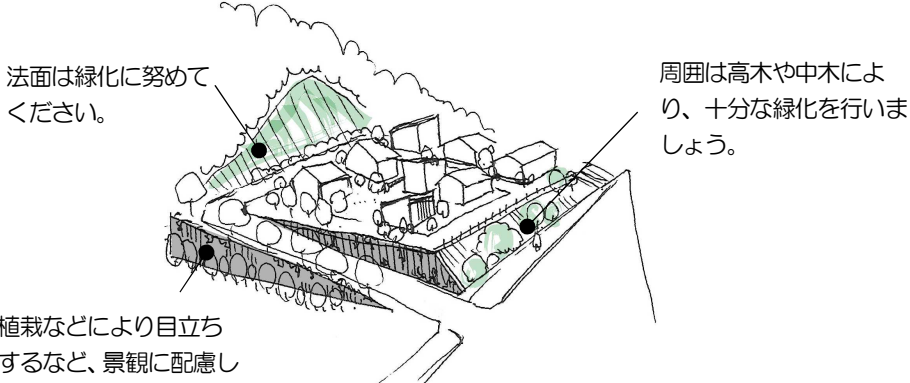
良好な景観形成のための行為の基準は次の通りとします。

□建築物	
項目	基準
配置 高さ	<p>○周辺の自然景観との調和や街並みの連続性に配慮した配置とする。</p> <p>○主要な眺望地から展望する場合、著しい妨げにならないような配置、高さとする。</p> <p>○山稜線を分断する等、眺望の対象に著しい支障を及ぼさないような配置、高さとする。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>視点場からの視界を遮らないような配置や高さ、形態とします。</p> </div> <p>■山並みに配慮した配置の例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>山の稜線を分断していると、せっかくの山の眺望が台無しです。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;">  <p>建物や屋根の形や高さ（ライン）が揃っていると、まとまり感があるように見えます。</p> </div> </div>
形態 意匠	<p>○周辺の街並みや自然景観との調和に配慮した、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とする。</p> <p>○大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地、色彩による分節化や、植栽により見える範囲を小さくするなど、圧迫感を感じさせないように配慮する。</p> <p>○狭野、祓川周辺では、勾配屋根を基本とする。</p> <p>○色彩については【色彩基準】を参照すること。</p> <p>■大規模な建築物の形態の配慮</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>大規模な建築物は圧迫感を与えやすい</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;">  <p>たとえば・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の形を工夫すると圧迫感を和らげます。</li> <li>・植栽により見える範囲を小さくするのも、より印象を和らげます。</li> </ul> </div> </div>
外構	<p>○道路に接する場所など、地域固有の樹種等により、できる限り緑化に努める。</p> <p>○道路など公共の場に接する場所に塀や柵を設ける場合には、閉鎖的な擁壁等は避け、植栽や透過性のもの、自然素材のものをを用いることにより、周辺景観との調和に配慮する。</p>

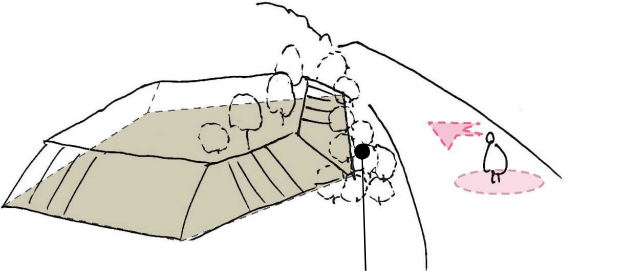
## □工作物

項目	基準
配置 高さ 意匠 外構	<p> <b>&lt;工作物&gt;</b>            ○高さは設置目的の範囲内でできるだけ低くすること。            ○形状は努めて簡素なものとし、周辺の景観に調和するよう配慮すること。            ○道路や眺望地からみえる擁壁については、自然石、自然石を模したブロック、緑化など景観に配慮した工法を用いること。            ○色彩については【色彩基準】を参照すること。         </p> <p> <b>&lt;送電用鉄塔、電波塔、その他これらに類するもの&gt;</b>            ○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。            ○送電用鉄塔や電波塔など、設置場所は極力、道路や眺望地から見えにくい位置を選定すること。            ○地面に設置する太陽光発電設備等は、道路や眺望地から目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠ししたりするなど、周囲から見えにくくなるように努めること。            ○鉄塔の基礎部分や設備機器類を遮蔽するため、生垣の設置等による緑化に努めること。安全管理上、生垣による遮蔽が難しい場合、フェンスの色彩は亜鉛メッキ色または茶系で中・低明度のものとする。         </p> <p>           ○色彩については【色彩基準】を参照すること。         </p> <p> <b>■工作物の配置の例</b> </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>山の稜線を分断していると、せっかくの山の眺望が台無しです。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="text-align: center;">  <p>道路などから見えにくい位置や山の稜線を遮らないような位置を選定します。</p> </div> </div> <p> <b>■工作物が目立たないようにする工夫例</b> </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>植栽などにより周囲から見えにくくなるよう努めてください。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>生垣等により基礎付近の構造物が見えにくくなるように努めてください。</p> </div> </div>

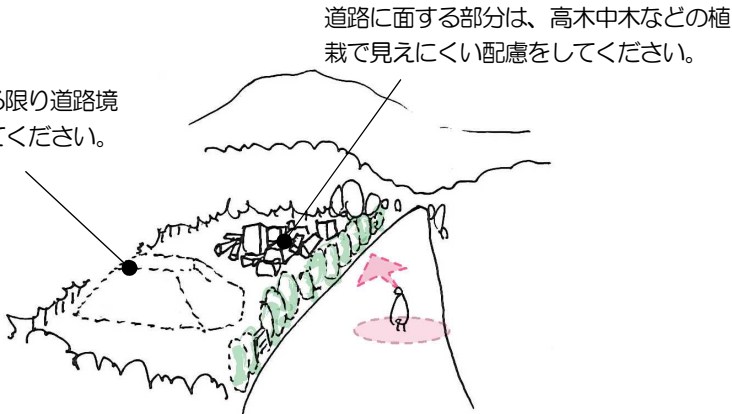
## □開発行為

項目	基準
形状 緑化 他	<p>○造成を伴う土地の形質変更は、最小限とし必要に応じて周囲に高木又は中低木を植栽するなど、十分な緑化を行うこと。</p> <p>○擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。</p> <p>○擁壁については、自然石、自然石を模したブロックや植栽により目立ちにくくするなど、景観に配慮すること。</p> 

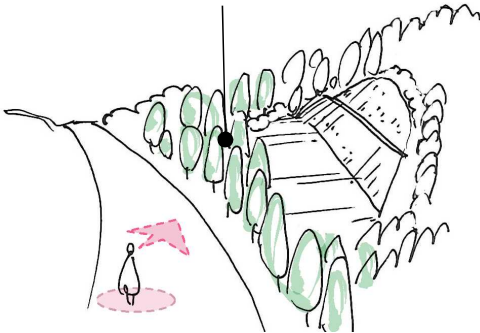
## □土地の形質変更

項目	基準
形状 緑化 他	<p>○造成を伴う土地の形質変更は、最小限とし必要に応じて周囲に高木又は中低木を植栽するなど、十分な緑化を行うこと。</p> <p>○擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。</p> <p>○擁壁については、自然石、自然石を模したブロックその他景観に配慮した工法を用いること。</p> 

## □屋外における物件の集積

項目	基準
形状 緑化	<p>○道路境界線から出来る限り後退させ、進入路は必要最小限のものとする事。</p> <p>○集積の高さをできる限り低いものとし、道路から見えないように配慮すること。</p> <p>○敷地の周辺には、必要に応じて常緑の高木、中木を植栽し、修景に努めること。</p> <p>道路に面する部分は、高木中木などの植栽で見えにくい配慮をしてください。</p> <p>集積物は、できる限り道路境界から後退させてください。</p> 

## □木竹の植栽及び伐採

項目	基準
緑化 他	<p>○植栽にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。</p> <p>○道路に面する部分ではできる限り伐採を避けるよう努めること。</p> <p>○宅地への形質変更の場合、既存樹木の伐採は必要最小限のものとする事。</p> <p>道路に面する部分は、できる限り伐採を避けるよう努めてください。</p> 

※届出の必要はありませんが、景観形成基準に従い景観に配慮していきましょう。

## □屋外設備類

項目	基準
屋外設備類	○ 屋外に設ける自動販売機類は、周辺の景観と調和するよう色彩や位置に配慮すること。 また、星空の美しい場所など、夜間の景観に配慮すべき場所へ設置する場合には、設置位置、方向等に配慮すること。

※届出の必要はありませんが、景観形成基準に従い景観に配慮していきましょう。

## □屋外照明

項目	基準
屋外照明	○ 屋外の照明は、周辺環境に配慮し過剰な光が周囲に拡散しないように配慮する。 ○ 屋外の照明は、建築物や工作物の形態・意匠や用途に合わせ、それぞれにふさわしい色温度となるように配慮する。 ○ 特に星空の美しい場所など、夜間の景観に配慮すべき場所では、星空が美しく見えるよう、十分な配慮を行うこと。

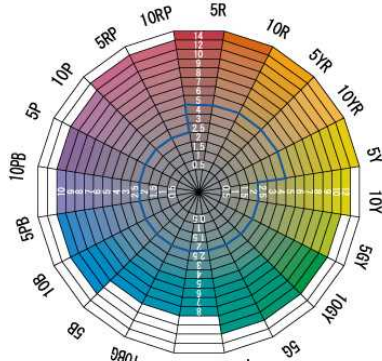
※届出の必要はありませんが、景観形成基準に従い景観に配慮していきましょう。



## □ 景観色彩基準

項目	基準
建築物の色彩	<p>○ 高原町全域の建築物について、色彩誘導・色彩保全のための基準を設けます。            以下のように、まちを大きく3つのエリアに分け、建築物の「ベースカラー」と「屋根色」について基準を設けます。</p> <p>◆ 景観色彩誘導・保全区域</p> <p>◆ 景観色彩の区分</p> <p>【屋根色】 外壁に次いで大きな面積を占め、高い所からの眺望にも影響を与える色彩。</p> <p>【ベースカラー】 大面積で、建築物等の基調となっている色彩。建築物全体のイメージを生む色彩。</p> <p>【アクセントカラー】 外壁面にごく小面積で使用され、アクセントを与えている色彩。</p> <p>【サブカラー】 外壁面に一定の割合で使用され、建築物全体の表情に変化をつけている色彩。</p>

項目	基準																			
建築物 の色彩	<p>◆<b>まちなかゾーン</b></p> <p>高原町役場を中心に広がる市街地エリア →多くの人の交流する場であり賑わいの場である。様々な建物の色彩が連続する街並みを形成している。</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>対象</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外壁</td> <td rowspan="2">ベースカラー</td> <td>0R～5Y</td> <td>6以下</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根</td> <td rowspan="2">屋根色</td> <td>0R～5Y</td> <td>3以下</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>	部位	対象	色相	彩度	凡例	外壁	ベースカラー	0R～5Y	6以下	○	その他	2以下	屋根	屋根色	0R～5Y	3以下	○	その他	3以下
	部位	対象	色相	彩度	凡例															
	外壁	ベースカラー	0R～5Y	6以下	○															
			その他	2以下																
屋根	屋根色	0R～5Y	3以下	○																
		その他	3以下																	
<p>色彩基準の色相と彩度の範囲図</p>																				
<p>◆<b>田園・集落ゾーン</b></p> <p>農業を中心とした町の営みが見えるエリア →空の広がりや霧島連山を背景に田園風景や平地林の緑が豊かで、穏やかな色彩が中心である。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>対象</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外壁</td> <td rowspan="2">ベースカラー</td> <td>0R～5Y</td> <td>4以下</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根</td> <td rowspan="2">屋根色</td> <td>0R～5Y</td> <td>3以下</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>	部位	対象	色相	彩度	凡例	外壁	ベースカラー	0R～5Y	4以下	○	その他	2以下	屋根	屋根色	0R～5Y	3以下	○	その他	3以下	
部位	対象	色相	彩度	凡例																
外壁	ベースカラー	0R～5Y	4以下	○																
		その他	2以下																	
屋根	屋根色	0R～5Y	3以下	○																
		その他	3以下																	
<p>色彩基準の色相と彩度の範囲図</p>																				
<p>◆<b>自然豊かな観光ゾーン</b></p> <p>豊かな自然を感じつつ、数々の神話や伝説が残る観光エリア →四季折々の山や森がみせる自然の、深く心むむ色彩で形成されている。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>対象</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外壁</td> <td rowspan="2">ベースカラー</td> <td>0R～5Y</td> <td>4以下</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根</td> <td rowspan="2">屋根色</td> <td>0R～5Y</td> <td>3以下</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table>	部位	対象	色相	彩度	凡例	外壁	ベースカラー	0R～5Y	4以下	○	その他	2以下	屋根	屋根色	0R～5Y	3以下	○	その他	3以下	
部位	対象	色相	彩度	凡例																
外壁	ベースカラー	0R～5Y	4以下	○																
		その他	2以下																	
屋根	屋根色	0R～5Y	3以下	○																
		その他	3以下																	
<p>色彩基準の色相と彩度の範囲図</p>																				
<p>◆<b>公共建築物、大規模建築物について</b></p> <p>公共建築物や大規模建築物については、地域の景観に与える影響が大きいことから、前述のゾーン毎の基準を満足するとともに、明度8未満とする。</p>																				
<p>◆<b>適用除外について</b></p> <p>表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は適用を除外する。</p> <p>寺社仏閣ならびに景観向上に大きく寄与するとして町長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。</p>																				

項目	基準													
工作物の色彩	<p><b>◆工作物</b></p>													
	<p>工作物の外壁は以下の色彩とする。</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>対象</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全域</td> <td>ベース</td> <td>0R～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>カラー</td> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域	対象	色相	彩度	全域	ベース	0R～5Y	4以下	カラー	その他	2以下		
	地域	対象	色相	彩度										
	全域	ベース	0R～5Y	4以下										
カラー		その他	2以下											
 <p>色彩基準の色相と彩度の範囲図</p>														
<p><b>◆送電線用鉄塔、電波塔、その他これらに類するもの</b></p>														
<p>○空の色に溶け込むよう、熔融亜鉛メッキ色を標準とする。</p>														
<p>○塗装をする場合には、背景の大部分が樹林地であることが想定されるため、明度、彩度の低い色彩に塗装する。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>考え方</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>仕上げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準</td> <td>空の色にとけこむような色</td> <td>N7程度</td> <td>—</td> <td rowspan="2">抵光沢処理</td> </tr> <tr> <td>塗装の場合</td> <td>背景の樹林地に馴染む色</td> <td>8未満</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域	考え方	明度	彩度	仕上げ	標準	空の色にとけこむような色	N7程度	—	抵光沢処理	塗装の場合	背景の樹林地に馴染む色	8未満	1以下
地域	考え方	明度	彩度	仕上げ										
標準	空の色にとけこむような色	N7程度	—	抵光沢処理										
塗装の場合	背景の樹林地に馴染む色	8未満	1以下											
<p>※ソーラーパネル面は適用除外とする。</p>														
<p><b>◆フェンス</b></p>														
<p>○鉄塔の基礎部分や設備機器類を遮蔽するために設けるフェンスの色彩は、亜鉛メッキ色または茶系で中・低明度のものとする。</p>														
<p><b>◆適用除外について</b></p>														
<p>・表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は適用を除外する。</p>														

### 3. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

[景観法第8条第2項第4号]

#### (1) 景観重要建造物の指定の方針

多くの町民に親しまれている景観上重要な建造物のうち、道路その他の公共の場から容易に眺めることができ、次の基準のいずれかに該当する建造物について、景観重要建造物に指定します。指定の際には、所有者の合意を得た上で決定します。

景観重要建造物の指定の方針	○優れたデザインや地域のシンボルとなる建造物で、景観形成を図る上で重要なもの ○地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの ○眺望の目標物であるなど、地域の景観形成を図る上で重要な位置にあるもの
---------------	---

#### (2) 景観重要樹木の指定の方針

多くの町民に親しまれている景観上重要な樹木のうち、道路その他の公共の場から容易に眺めることができ、次の基準のいずれかに該当する樹木について、景観重要樹木に指定します。指定の際には、所有者の合意を得た上で決定します。

景観重要樹木の指定の方針	○樹木の姿や形が特徴的であり、地域のシンボルとなっているもの ○本町の良好な自然環境を維持するために必要と認められるもの ○地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの
--------------	---

## 4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

[景観法第8条第2項第5号]

屋外広告物は、商業活動や道案内を目的に掲出されるものであり、人々の目に触れやすく、景観づくりに大きな影響を与えます。そのことから、屋外広告物についても、高原町の景観形成の基本理念や基本方針に基づき、山並み景観や農村景観に配慮した取り組みが、良好な景観形成をするうえで重要になってきます。

本町の屋外広告物に関しては、県の屋外広告物条例に基づいた取り組みを継続し、以下の屋外広告物の方針に従って、良好な景観形成の誘導を図るため指導を行っていきます。今後、町独自の取り組みが必要となった場合には、屋外広告物に対する町独自のルールづくりについて、検討を行っていきます。

屋外広告物に関する方針

①複数の広告物が連立する場合は、コンパクトに集約することとし、大きさや色彩、方向などを揃え、ある一定の統一感が出るよう配慮する。

②広告物等は敷地内に収め、眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮する。

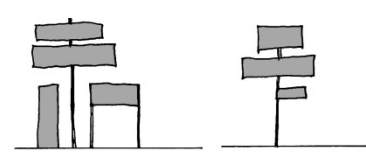
③建築物・工作物と一体感のある意匠・色彩となるよう工夫する。

④安全上の理由等を除き、蛍光色や原色、反射材などの使用を避ける。

⑤耐久性に優れた素材を用い、定期的な維持管理に努める。

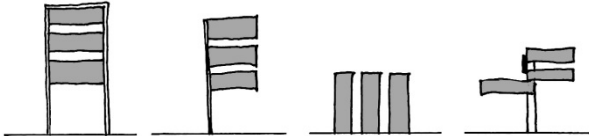
■広告物の設置例

✘



乱立、不揃いなど

◎

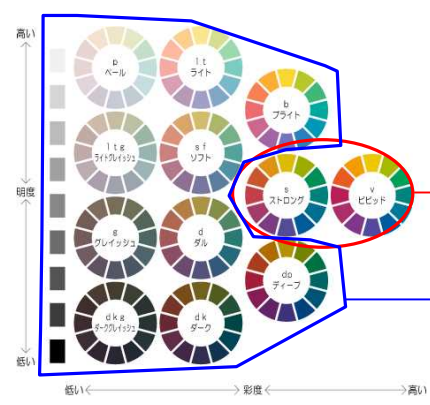


掲示を集約する形態を揃える  
掲示版を揃えるなど

■広告物の色彩

屋外広告物は、公共空間沿いに建てられることが多く、交通標識等の注意喚起を促すための標識や、交通誘導などの公共的サインと混在して利用者の視覚に入ってきます。道路の安全性や、スムーズな利用者の誘導を図る上で、こうした公共的サインとの識別が重要になってきます。

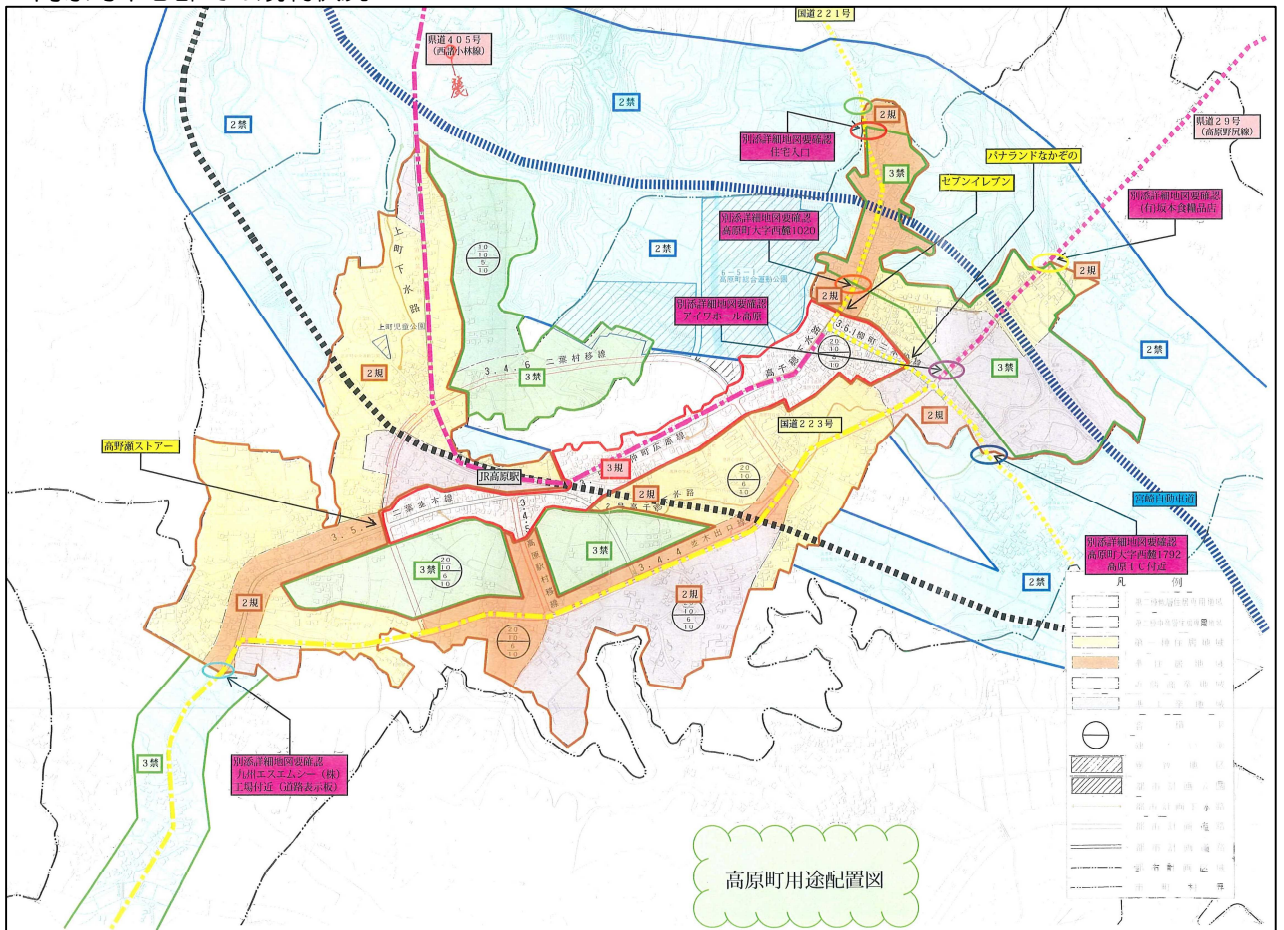
そのため、屋外広告物に用いる色相は、通常交通標識等に用いられる色彩よりも、彩度を落とした計画とすることが望まれます。※公共空間の色彩の秩序化 参照



交通標識、公共の交通誘導標識等に用いられるトーン

屋外広告物に用いるトーン

■高原町中心部での規制状況



## 5. 景観重要公共施設の整備に関する事項

[景観法第8条第2項第5号]

### (1) 公共施設の整備に関する基本的な考え方

道路、河川、公園、学校、公営住宅、公民館などの公共施設は、景観を考えるうえで大きな景観要素であるとともに、地域をあらわすシンボリックな施設であり、地域の良好な景観形成の先導的な役割を担う必要があります。

そのため、公共施設の整備にあたっては、地域の自然景観や街並み、歴史的、文化的景観との調和を図り、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

### (2) 景観重要公共施設の指定の方針

道路や河川、公園などのうち、地域の景観上重要な公共施設として、管理者の同意の上景観計画に位置づけます。次の基準のいずれかに該当する場合、管理者との協議により、「景観重要公共施設」として指定します。

指定の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>①本町の景観の骨格となる軸や拠点の周辺に位置する施設。</li><li>②景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地域に位置する施設。</li><li>③地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設。</li><li>④当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できるもの。</li><li>⑤大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの。</li><li>⑥その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地域に位置する施設。</li></ul>
-------	--

### (3) 景観重要公共施設の指定

景観重要公共施設の指定の方針に従い、以下の公共施設を景観重要公共施設として定めます。

景観重要 公共施設	<ul style="list-style-type: none"><li>&lt;道路&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・国道 221 号、国道 223 号</li><li>・県道</li><li>・1 級町道</li></ul></li><li>&lt;河川&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・1 級河川（高崎川、湯之元川、炭床川）</li><li>・準用河川（赤池川、御池川）</li></ul></li><li>&lt;砂防設備&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・砂防指定河川（蒲牟田川、高千穂川、祓川）</li></ul></li><li>&lt;急傾斜地崩壊防止施設&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・町内全域</li></ul></li></ul>
--------------	---

## (4) 整備に関する事項

景観重要公共施設については今後、周辺の景観に十分に配慮し、次のとおり整備を行います。

□道路									
項目	基準								
基本方針	<p>○道路は、地域の景観を印象づける重要な役割を担っていることから、地域特性や周辺景観との調和や、路線の連続性に配慮した道路整備に努める。</p> <p>○道路は、沿道の建築物や土地利用、遠景などと一体となって地域の特徴を創出するものであり、道路単体で景観を形成するものではない。道路のデザイン検討の際には、華美な装飾を避け、他の要素と調和したデザインや色彩とし、沿道と一体的な景観の形成に努める。</p> <p>○道路として求められる機能の本質を認識し、機能と景観の両面において、質の高い整備と適正な維持管理に努める。</p>								
緑化	<p>○周辺景観に応じて街路樹や植栽帯を設置し、周辺景観や幅員構成に応じた樹種の選定に努める。</p> <p>○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努める。</p>								
舗装	<p>○道路特性や地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、街並みや沿道景観と一体となった整備を行うよう努める。</p> <p>○歩道舗装の色は、できる限り自然素材や使用骨材などの素材色を活かしたものとし、着色剤は色味付け程度に用いたものとする。特に、比較的広い幅や連続的な舗装面においては、素材の組み合わせや目地の配置の仕方、舗装パターン等により、単調な印象を与えないような工夫をするよう努める。</p> <p>○交通安全上、やむを得ず路面に着色を行う場合には、周辺景観を損なうことのないよう必要最小限とするよう努める。</p> <p>○舗装の色彩について、基調色は以下の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="427 1429 1315 1518"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装の基調色</td> <td>4以下</td> <td>8未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の彩度、明度については、日本工業規格 Z8721(マンセル表色系)に基づくものとする。          ※自然石、砂利、レンガ等の自然素材は色彩の適応除外とするが、できる限り落ち着いた色彩となるよう配慮する。</p>	項目	彩度	明度	舗装の基調色	4以下	8未満		
項目	彩度	明度							
舗装の基調色	4以下	8未満							
防護柵	<p>○道路特性や周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性の確保に努める。</p> <p>○防護柵に使用できる色彩は、以下に示す色彩の中から、地域の特性に応じた適切な色彩を選定するよう努める。</p> <p style="text-align: center;">■鉄製防護柵の標準マンセル値</p> <table border="1" data-bbox="421 1827 1118 2009"> <thead> <tr> <th>基本色名称</th> <th>標準マンセル値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダークブラウン</td> <td>10YR2.0/1.0 程度</td> </tr> <tr> <td>グレーベージュ</td> <td>10YR/6.0/1.0 程度</td> </tr> <tr> <td>ダークグレー</td> <td>10YR3.0/0.2 程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z8721(マンセル表色系)に基づくものとする。</p>	基本色名称	標準マンセル値	ダークブラウン	10YR2.0/1.0 程度	グレーベージュ	10YR/6.0/1.0 程度	ダークグレー	10YR3.0/0.2 程度
基本色名称	標準マンセル値								
ダークブラウン	10YR2.0/1.0 程度								
グレーベージュ	10YR/6.0/1.0 程度								
ダークグレー	10YR3.0/0.2 程度								



擁壁	<p>○できる限り、巨大、長大にならないように配慮する。やむを得ない場合には、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や、石材を積極的に活用する等、周辺景観との調和に努める。</p> <p>○色彩は、コンクリート色とするが、必要に応じて黒色の顔料を入れるなど、明度を抑える工夫をするよう努める。</p>
その他	<p>○標識類、照明類等の道路付属物は、華美な装飾を避け、周辺景観と調和したデザイン、色彩、規模となるよう努める。</p> <p>○標識類については、裏側の色彩にも配慮するよう努める。</p> <p>○橋梁については、その場所の周辺環境に応じた整備に努める。</p>

## □河川

項目	基準
基本方針	<p>○霧島山系の清らかで豊かな湧水が集まる河川は、高原町において景観を特徴づける重要な要素の一つであり、豊かな水辺や自然環境を提供していることから地域の特性や周辺景観との調和に努める。</p> <p>○河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境の保全、親水性の確保など、親しみのある河川空間の整備に努め、適正な維持管理に努める。</p>
河川設備	<p>○護岸を設置する場合は、防災上やむを得ない場合を除き、自然素材を積極的に活用するなど、周辺景観と調和したものとなるよう努める。また周辺の自然環境や親水性に配慮するよう努める。</p> <p>○水門(樋門)を設置する場合は、周辺景観と調和した色彩、形態となるよう努める。</p>

## □砂防施設

項目	基準
基本方針	<p>○砂防施設は、施設本体や施設周辺における植生等の状況、周辺の土地利用の状況を考慮しつつ、地形の特徴を十分に活かして生態系など周辺環境との調和に努める。</p> <p>○施設に対する要求性能が機能美として認識されるよう、機能的で無駄のないデザインとするよう努める。</p>
砂防施設	<p>○現地の地形を十分把握して地形を効果的に利用した施設の規模・配置及び工種を選定するよう努める。</p> <p>○周辺地形の改変や樹木の伐採など、周辺環境への影響を出来るだけ小さく抑える施工法を選定し、施工完了後は出来るだけ元地形に復元するよう努める。</p>

## □急傾斜地崩壊防止施設

項目	基準
基本方針	○急傾斜地崩壊防止施設は地域住民の生命を守る重要な施設であるため、配置及び規模についての配慮は一般的には困難であるが、景観に対する影響も大きいため、既存樹木の保全や植生回復に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮するよう努める。
急傾斜地崩壊防止施設	○現地の地形を十分把握して地形を効果的に利用した施設の規模・配置及び工種を選定するよう努める。 ○やむを得ず地形改変を行う場合は、緑化を図るなどにより、急傾斜地崩壊防止施設が周辺の自然環境との違和感が小さくなるよう努める。

## 資料編



# 資料編

## □ 景観のとらえ方

### ◆ 景観の構成について

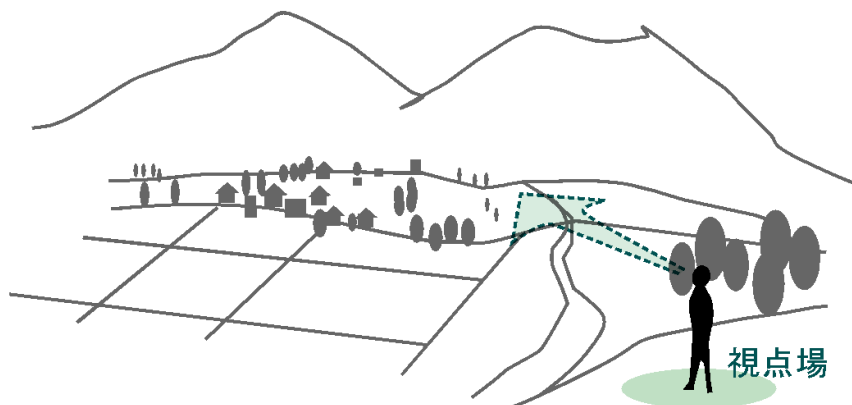
景観は、どこに視点を定めるかによって、見え方に違いがでてきます。今後、景観色彩を考える上で、どの位置で対象物を見るかによって、各視点で見え方の違いを確認しながら、どのように調和を考える方が良いのかが異なってきます。

	事例	考え方
遠景		眺望、背景となる山並み <ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な大きさの建物は、点状にしか見えず、背景と一体となって見えます。</li> <li>田畑や山など、一体のまとまりとして認識できる距離です。</li> </ul>
中景		車窓からの街並み、比較的近い場所の眺望 <ul style="list-style-type: none"> <li>街並みや集落などの個々の建物の色や形認識できます。</li> <li>田畑や自然など、作物の種類や樹種などもおおよそ見分けることのできる距離です。</li> </ul>
近景		まちなかや住宅地などの歩いて見える風景 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物の色や形に加え、素材や凹凸感などの細かい表情まで見えてくる距離です。</li> </ul>

### ◆ 視点場について

対象とする風景をみる場所のことを指します。

ある特定の場所であったり、車窓から楽しむ風景の場合には、道路そのものが視点場となることもあります。



### ◆公共空間における色彩の秩序化

公共空間における色彩として、その目的によって色彩の考え方は大きく変わります。

道路空間で色彩を考えた場合、路面や沿道の建物などはその道路空間のベースとなることが多く、通り全体のまとまりや美しさを目指す場合には、鮮やかさを感じない低彩度の色彩とします。樹木や建物の一部に変化をつけ、まとまりのある風景の中でアクセントになるようなものの場合には、鮮やかさを抑えた中彩度の色彩にします。

人の命に関わる交通標識やサインなどは、いち早く見つけてもらうことを目的として、高彩度の鮮やかな色彩で目立たせる色彩にします。

このように、同じ道路空間の中でも、目的によって色彩の考え方は変わります。

	彩度	使用例	目的	効果
高い  低い	高彩度色 	交通標識 公共サイン 屋外広告物 公共の交通機関 など 	目立たせる 	コントラスト強 強い印象 アクセント色(小面積) 躍動感
	中彩度色 	建築物のアクセント 建築物の低層部 樹木のグリーン ストリートファニチュア など 		
	低彩度色 	建築物中高層部 路面舗装 建築物屋根 橋 など 	なじませる 	コントラスト弱 弱い印象 ベース感(大面積) 落ち着き感

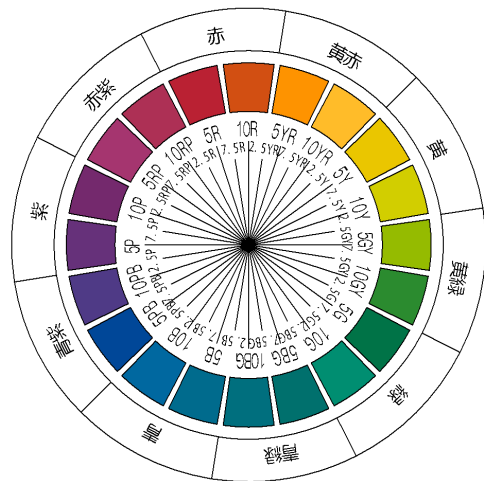
◆色彩の表し方

●マンセル表色系とは、  
「色相」「明度」「彩度」の三属性によって表示します。

●色相とは  
色合いの違いを表し、R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）の10色相で表示します。マンセル色相環は、10色相のそれぞれを2.5、5.0、7.5、10.0に4分割した40色相に、8.75PB及び6.25PBを加えた42色相を採用しています。

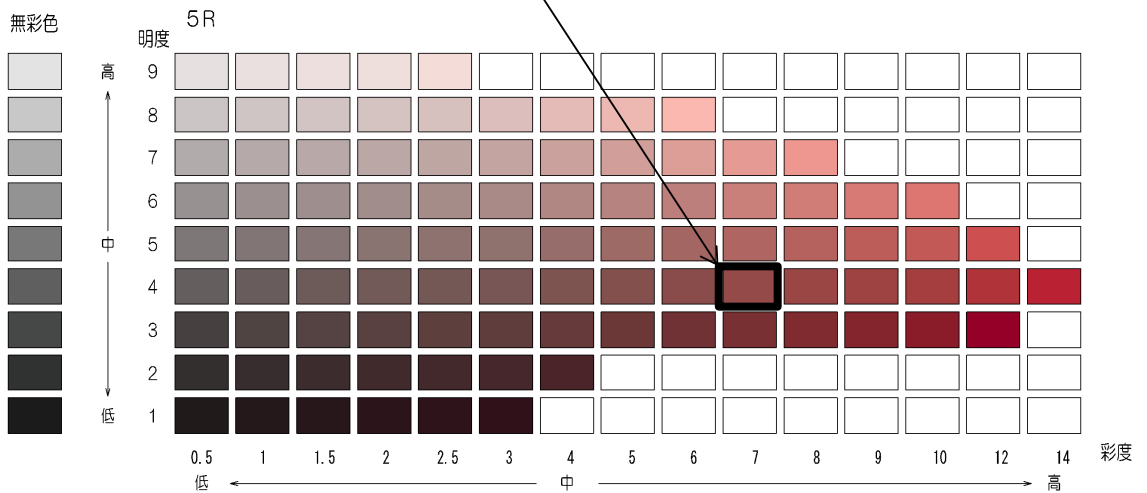
●明度とは  
色の明るさを表わしており、暗いほど数値が低く、明るいほど数値が高くなる。白～灰色～黒といった無彩色は、数値の前に「N」をつけて表示します。

●彩度とは  
色の持つ鮮やかさを表わし、  
無彩色は「0」で鮮やかさが  
増すほど数値が高くなります。



マンセル色相環

5R 4 / 7  
色相 明度 彩度



明度と彩度の関係

高原町  
農村建設課

〒889-4492

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 899 番地

TEL 0984-42-4959

FAX 0984-42-4623